

入札公告 (役務)

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 24 年 5 月 21 日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構埼玉病院長

関塚 永一

1 競争に付する事項

- (1) 件名 電子カルテ端末増設賃貸借契約
- (2) 借入期間 平成 24 年 7 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日まで
- (3) 借入場所 独立行政法人国立病院機構 埼玉病院

2 競争参加資格

(1) 次の①、②又は③のいずれかに該当しない者であること。

① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後一定期間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。

- 一 契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者。
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者。
- 六 前各号のいずれかに該当する事実があつた後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- 七 前各号に類する行為を行なった者。

③ ②に該当する者を入札代理人として使用する者。

(2) 厚生労働省から関東・甲信越ブロックにおける「役務の提供」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、関東・甲信越ブロックの一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 厚生労働省から関東・甲信越ブロックにおける「役務の提供」において A、B 又は C 等級に属していること。また、(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に関東・甲信越ブロックに

おける「役務の提供」においてA、B又はC等級に属していること。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部署

〒351-0102 埼玉県和光市諏訪2-1

独立行政法人国立病院機構埼玉病院企画課 業務班長

電話 048-462-1101 内線 2031

FAX 048-464-1138

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成24年5月21日（月）から6月1日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日8時30分から17時00分まで。）(1)の担当部署にて交付する。

(3) 入札説明会

実施しない

(4) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成24年5月21日（月）から平成24年6月1日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日8時30分から17時00分まで。）に(1)の担当部署に持参すること。（資料の作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された資料は、当該経理責任者による競争参加資格の確認以外に無断で使用することはできない。また、提出された資料は返却されない。）

(5) 入札書受領期限及び提出方法

入札書は平成24年6月4日（金）17時00分までに(1)の担当部署に提出すること（ただし、郵送による場合は、書留郵便により必着すること。）。

(6) 開札日及び場所

開札は、平成24年6月6日（水）14時00分、埼玉県和光市諏訪2-1独立行政法人国立病院機構埼玉病院小会議室にて行う。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 交渉権者及び契約価格の決定

契約する事項に関する仕様書、設計書等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をも

って入札を行なった者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」という。）の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。

契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。

- (4) 手続における交渉の有無 有。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 関連情報を入手するための照会質問窓口
3(1)に同じ。
照会・質問期限 平成24年6月1日（金）
- (8) 詳細は入札説明書による。